

9月20日以降の「国の緊急事態宣言」の内容について

※9月19日までの措置内容は別データを参照願います。

1 対象区域等

国の緊急事態宣言	
実施期間	8月20日（金）～ 9月30日（木） ※実施期間は、感染状況に応じて見直される場合があります
対象地域	県内全市町村

2 県民・事業者に対する不要不急の外出自粛・高リスク行動の自粛要請等

国の緊急事態宣言
<p>○不要不急の外出・高リスク行動の自粛要請（法第45条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none">・不要不急の外出自粛・少人数で行動し、混雑する場所を避けることの要請・午後8時以降、飲食店などへの出入り自粛・路上・公園などでの集団飲酒などの自粛・県境をまたぐ往来の極力自粛 （やむを得ず往来する際は、感染症対策を実施するなど特に注意） <p>○出勤者数の削減</p> <ul style="list-style-type: none">・テレワークや時差出勤の活用

3 飲食店に対する営業時間短縮要請等（食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者）

国の緊急事態宣言

○営業時間の短縮等（法第45条第2項）

- ・午後8時以降午前5時までの間の営業自粛
 - ・酒類の提供（持込み含む）の終日停止（※提供を停止しない店舗には休業要請）
 - ・全てのカラオケ設備（カラオケボックス等を含む）利用の終日停止（※利用を停止しない店舗には休業要請）
- ※酒類の提供や、カラオケ設備の利用を行わなければ、午後8時までの営業は可能

○感染防止等の措置（法第45条第2項）

- ・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等
- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・入場者へのマスク飲食・マスク着用の周知
- ・正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気
- ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

○必要に応じて以下の措置

- ・要請に応じない事業者への命令（法第45条第3項）
- ・要請・命令時の公表（法第45条第5項）
- ・命令のための立入検査等（法第72条第2項）
- ・命令違反等に対する過料（法第79条）

○感染防止ガイドラインの遵守等（法第24条第9項）

- ・「いばらきアマビエちゃん」への登録
- ・利用客の「いばらきアマビエちゃん」への登録状況の確認
- ・業種別ガイドラインの遵守

4 大規模集客施設に対する営業時間短縮要請等

(1) イベント関連施設

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設例	国の緊急事態宣言
劇場等 (第4号)	劇場 映画館 プラネタリウム	<p>○催物（イベント等）の開催制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限5,000人かつ収容率50%以下（法第24条第9項） <p>○営業時間短縮</p> <p><建築物の床面積が1,000㎡超></p> <ul style="list-style-type: none"> ・午後8時以降午前5時までの間の営業自粛要請（法第24条第9項） ※イベント開催・映画上映時は午後9時以降の自粛 <p><建築物の床面積が1,000㎡以下></p> <ul style="list-style-type: none"> ・午後8時以降午前5時までの間の営業自粛の協力依頼 ※イベント開催・映画上映時は午後9時以降の自粛
集会場等 (第5号)	集会場 公会堂	<p>○感染防止等の措置（法第45条第2項）※必要に応じて命令や過料等あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等 ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業所の消毒 ・入場者へのマスク飲食・マスク着用の周知 ・正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・施設の換気 ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
展示場 (第6号)	展示場 貸会議室 文化会館 多目的ホール	<p>○酒類の提供（持込み含む）の終日停止・カラオケ設備利用の終日停止の協力依頼</p>
ホテル等 (第8号)	ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る）	

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第 24 条第 9 項）

種類	施設例	国の緊急事態宣言
結婚式場	結婚式場	<p>○催物（イベント等）の開催制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上限 5,000 人かつ収容率 50%以下（法第 24 条第 9 項） <p>○営業時間短縮</p> <p><建築物の床面積が 1,000 m²超></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 午後 8 時以降午前 5 時までの間の営業自粛要請（法第 24 条第 9 項） ※イベント開催・映画上映時は午後 9 時以降の自粛 <p><建築物の床面積が 1,000 m²以下></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 午後 8 時以降午前 5 時までの間の営業自粛の協力依頼 ※イベント開催・映画上映時は午後 9 時以降の自粛 <p>○感染防止等の措置（法第 45 条第 2 項）※必要に応じて命令や過料等あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等 ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業所の消毒 ・ 入場者へのマスク飲食・マスク着用の周知 ・ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・ 施設の換気 ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 <p>○酒類の提供（持込み含む）の終日停止・カラオケ設備利用の終日停止の要請（法第 45 条第 2 項）</p> <p>○宴会は、90 分以内、なるべく少人数（50 人以内かつ収容率 50%以下）とすることの協力依頼</p>

(2) イベントを開催する可能性がある施設

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第 24 条第 9 項）

種類	施設例	国の緊急事態宣言
運動施設 遊技場 （第 9 号）	体育館 スケート場 水泳場 テニス場 柔剣道場 ボウリング場 テーマパーク 遊園地 野球場 ゴルフ場 陸上競技場 ゴルフ練習場 バッティング練習場 弓道場	<p>○催物（イベント等）の開催制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上限 5,000 人かつ収容率 50%以下（法第 24 条第 9 項） <p>○営業時間短縮</p> <p><建築物の床面積が 1,000 m²超></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 午後 8 時以降午前 5 時までの間の営業自粛要請（法第 24 条第 9 項） ※イベント開催時は午後 9 時以降の自粛 <p><建築物の床面積が 1,000 m²以下></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 午後 8 時以降午前 5 時までの間の営業自粛の協力依頼 ※イベント開催時は午後 9 時以降の自粛 <p>○感染防止等の措置（法第 45 条第 2 項） ※必要に応じて命令や過料等あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等 ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業所の消毒 ・ 入場者へのマスク飲食・マスク着用の周知 ・ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・ 施設の換気 ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
博物館等 （第 10 号）	博物館 美術館 科学館 記念館 水族館 動物園 植物園	<p>○酒類の提供（持込み含む）の終日停止・カラオケ設備利用の終日停止の協力依頼</p>

(3) 参加者が自由に出入りできる施設

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設例	国の緊急事態宣言
商業施設 （第7号）	百貨店（※生活必需品売り場を除く） ショッピングモール（※生活必需品売り場を除く） ペットショップ（ペットフード売り場を除く） ペット美容室（トリミング） 宝石類や金銀の販売店 住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの） 古物商（質屋を除く） 金券ショップ 古本屋 おもちゃ屋、鉄道模型屋 囲碁・将棋盤店 DVD/ビデオショップ・レンタル アウトドア用品店 スポーツグッズ店 ゴルフショップ 土産物屋 旅行代理店（店舗） アイドルグッズ専門店 ネイルサロン まつ毛エクステンション スーパー銭湯 岩盤浴 サウナ エステサロン 日焼けサロン 脱毛サロン	<p>○営業時間短縮</p> <p><建築物の床面積が1,000㎡超></p> <ul style="list-style-type: none"> ・午後8時以降午前5時までの間の営業自粛要請（法第24条第9項） <p><建築物の床面積が1,000㎡以下></p> <ul style="list-style-type: none"> ・午後8時以降午前5時までの間の営業自粛の協力依頼 <p>○感染防止等の措置（法第45条第2項） ※必要に応じて命令や過料等あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等 ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業所の消毒 ・入場者へのマスク飲食・マスク着用の周知 ・正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・施設の換気 ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 <p>○百貨店の地下の食品売り場等における入場者の整理等の協力要請（法第24条第9項）</p> <p>○酒類の提供（持込み含む）の終日停止・カラオケ設備利用の終日停止の協力依頼</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※生活必需品・・・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、化粧品等</p> </div>

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第 24 条第 9 項）

種類	施設例	国の緊急事態宣言
商業施設 (第 7 号)	写真屋 フォトスタジオ 美術品販売 展望室	<p>○営業時間短縮</p> <p><建築物の床面積が 1,000 m²超></p> <ul style="list-style-type: none"> ・午後 8 時以降午前 5 時までの間の営業自粛要請（法第 24 条第 9 項） <p><建築物の床面積が 1,000 m²以下></p> <ul style="list-style-type: none"> ・午後 8 時以降午前 5 時までの間の営業自粛の協力依頼
運動施設 遊技場 (第 9 号)	スポーツクラブ ホットヨガ・ヨガスタジオ マージャン店 パチンコ屋 ゲームセンター 射的場 ライブハウス 場外馬（車、舟）券場	<p>○感染防止等の措置（法第 45 条第 2 項） ※必要に応じて命令や過料等あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等 ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業所の消毒
遊興施設 (第 11 号)	遊興施設のうち、飲食店に該当しない施設(ネットカフェ、マンガ喫茶等は除く) カラオケボックス等	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者へのマスク飲食・マスク着用の周知 ・正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・施設の換気 ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
サービス業 (第 12 号)	サービス業を営む店舗(銭湯、理美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店等の生活必需サービスは除く)	<p>○酒類の提供（持込み含む）の終日停止・カラオケ設備利用の終日停止の協力依頼</p> <p>○カラオケボックス等においては、カラオケ設備利用の終日停止の要請（法第 45 条第 2 項）</p>

5 営業時間短縮要請等を行わない施設

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設例	国の緊急事態宣言
生活必需品販売施設	卸売市場 食料品売り場（移動販売店舗を含む） コンビニエンスストア 百貨店（※生活必需品売り場） スーパーマーケット ホームセンター ドラッグストア 家電量販店 ショッピングモール（※生活必需品売り場） ガソリンスタンド 靴屋 衣料品店 雑貨屋 文具屋 酒屋	<p><u>○酒類の提供（持込み含む）の終日停止・カラオケ設備利用の終日停止の協力依頼</u></p> <p><u>○入場整理の協力依頼</u></p> <p><u>○百貨店の地下の食品売り場等における入場者の整理等の協力要請（法第24条第9項）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>※生活必需品・・・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、化粧品等</p> </div>
その他	銭湯（物価統制令の対象となるもの） 理容店 美容店 質屋 貸衣装屋 クリーニング店 ランドリー ネットカフェ マンガ喫茶 貸倉庫 郵便局 メディア 不動産屋	<p><u>○酒類の提供（持込み含む）の終日停止・カラオケ設備利用の終日停止の協力依頼</u></p> <p><u>○入場整理の協力依頼</u></p>

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第 24 条第 9 項）

種類	施設例	国の緊急事態宣言
その他	葬儀場・火葬場 獣医 ペットホテル たばこ屋（たばこ専門店） ブライダルショップ 本屋 自転車屋 園芸用品店 修理店（時計、靴、洋服等） 鍵屋 100 円ショップ 駅売場 家具屋 自動車販売店、カー用品店 花屋 ごみ処理関係 神社 寺院 教会	<u>○酒類の提供（持込み含む）の終日停止・カラオケ設備利用の終日停止の協力依頼</u> <u>○入場整理の協力依頼</u>

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設例	国の緊急事態宣言
学校 （第1号）	幼稚園 小学校、中学校、義務教育学校 高等学校、中等教育学校 高等専修学校 高等専門学校 特別支援学校	<u>○県立学校は、</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>授業は週1・2回程度の分散登校とリモート授業の併用</u> ・ <u>部活動は平日2時間以内、休日原則禁止（練習試合等は自粛）</u> ・ <u>学校行事は延期または中止</u> （市町村立学校や私立学校、大学等にも同様の対策を要請）
社会福祉施設 （第2号）	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む） 学童クラブ 障害児通所支援事業所 上記以外の児童福祉法関係の施設 障害福祉サービス等事業所 老人福祉法・介護保険法関係の施設 婦人保護施設 その他の社会福祉施設	<u>○酒類の提供（持込み含む）の終日停止・カラオケ設備利用の終日停止の協力依頼</u> <u>○入場整理の協力依頼</u> <u>○感染リスクの高い活動等の制限、リモート授業を活用した学修者本位の効果的な授業の実施の要請</u>
大学等 （第3号）	大学 専修学校・各種学校 日本語学校・外国語学校 インターナショナルスクール	<u>○オンラインの活用等の協力依頼</u>
学習塾等 （第13号）	学習塾 自動車教習所 オンライン授業 家庭教師 英会話教室、パソコン等IT教室 音楽教室 囲碁・将棋教室 生け花・茶道・書道・絵画教室 そろばん教室 体操・ダンス教室	

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設例	国の緊急事態宣言
図書館 (第10号)	図書館	<u>○入場整理の協力依頼</u>
医療施設	病院 診療所 歯科 薬局 鍼灸・マッサージ 接骨院 柔道整復	<u>○入場整理の協力依頼</u>
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く） カプセルホテル（集会の用に供する部分を除く） 旅館（集会の用に供する部分を除く） 民泊 キャンプ場 共同住宅 寄宿舎 下宿 ラブホテル ウィークリーマンション	<u>○入場整理の協力依頼</u>
交通支援等	バス タクシー レンタカー 鉄道 船舶 航空機 物流サービス（宅配等を含む）	<u>○入場整理の協力依頼</u>
工場等	工場 作業場	<u>○入場整理の協力依頼</u>

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第 24 条第 9 項）

種類	施設例	国の緊急事態宣言
金融機関・官公署等	銀行 消費者金融 ATM 証券取引所 証券会社 保険代理店 事務所 官公署	<u>○入場整理の協力依頼</u>